

特定調達契約に該当する企業局建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加者の資格等に関する要綱

平成19年6月29日  
企業経第103号

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、特定調達契約に該当する企業局建設工事の請負契約を締結する場合における一般競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約をいう。
- (2) 企業局建設工事 企業局長が発注する建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(資格の審査)

第3条 企業局長は、年度ごとに、特定調達契約に該当する企業局建設工事の請負契約に係る一般競争入札への参加に必要な資格基準(以下「資格基準」という。)を定めるものとする。

- 2 前項の一般競争入札に参加しようとする者は、その都度、資格基準に係る審査(以下「資格審査」という。)を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当する者
- (2) 法第3条第1項の規定による許可を受けていない者
- (3) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を請求していない者

(申請書類の提出)

第4条 資格審査を受けようとする者は、企業局長が別に定める期間内に、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を企業局長に提出しなければならない。

(資格基準等の公示)

第5条 企業局長は、資格基準を定めたとき、及び前条の申請書の提出期間を定めたときは、これを公示するものとする。

(通知)

第6条 企業局長は、資格審査を行ったときは、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

(資格の喪失)

第7条 資格基準に適合すると認められた者(以下「資格者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、資格を失うものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。
- (2) 法第3条第3項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき。
- (3) 法第29条又は第29条の2の規定により建設業の許可を取り消されたとき。

(資格の取消し)

第8条 企業局長は、資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合においては、資格を取り消すことができる。

- 2 企業局長は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに、当該資格を取り消された者に通知するものとする。

(最低価格入札者以外の者を落札者とすることができる場合の基準の作成)

第9条 企業局長は、必要があると認めるときは、政令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適した履行がなされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる場合の基準として知事が

作成する基準を適用するものとする。

(競争入札参加者選定委員会)

第10条 企業局長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ競争入札参加者選定委員会設置要領(平成9年4月1日付け岩企総号外)に基づき設置する競争入札参加者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で審議させるものとする。

- (1) 政令第167条の5の2に規定する入札に参加する者の工事等についての経験及び技術的適性の有無等(以下「技術的適性等」という。)に関する必要な資格を定めようとするとき。
- (2) 入札に参加しようとする者の技術的適性等に関する必要な資格を確認しようとするとき。
- (3) 低入札価格調査基準に該当する入札が行われた場合において、当該入札の落札者を決定しようとするとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、企業局長が別に定めるもののほか、知事部局の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。